

庁議における審議要旨	
日時	
令和８年５月１５日	午前９時００分～午前９時４５分
場所	
庁議室	
出席者	
区長、副区長、副区長、教育長、政策企画部長、総務部長、危機管理部長、危機管理監、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、防災都市づくり監、会計管理部長、教育部長、政策企画課長、企画担当課長、財政課長、広報・シティプロモーション課長、総務課長	
付議案件	
１ 防犯対策の今後の充実について ２ 令和８年度荒川区議会定例会・６月会議提出予定案件について ３ 令和８年度の若者支援の取組について	
審議の要旨	
１ 防犯対策の今後の充実について 生活安全課長から資料に基づき説明があり、了承。 （主な意見・質疑） ○区内の３警察署と意見交換を行い、自転車駐輪場で自転車が盗難されるケースが多く、対策が必要であることを意識共有した。警察と密接に連携し、自転車盗難対策について区民へ具体的にわかりやすく説明し、注意喚起していく必要がある。	
２ 令和８年度荒川区議会定例会・６月会議提出予定案件について 総務課長から資料に基づき説明があり、了承。	
３ 令和８年度の若者支援の取組について 子ども・若者課長から資料に基づき説明があり、了承。 ○令和８年度から子ども・若者課が新設されたことに伴い、これまでの取組も検証した上で、さらなる取組を推進していく必要がある。	
配付資料	
１ 防犯対策の今後の充実について ２ 令和８年度荒川区議会定例会・６月会議提出予定案件について ３ 令和８年度の若者支援の取組について	

庁議付議予定案件
(令和8年5月15日 午前 9時00分～)

1 防犯対策の今後の充実について

(説明者 生活安全課長)

2 令和8年度荒川区議会定例会・6月会議提出予定案件について

(説明者 総務課長)

3 令和8年度の若者支援の取組について

(説明者 子ども・若者課長)

○ 今後の庁議日程

5月27日(水) 午前 11時00分～

6月 3日(水) 午後 2時00分～

防犯対策の今後の充実について

1 概要

これまでの防犯活動の取組と課題を踏まえ、地域の実態に即した実効性の高い防犯対策の展開に向け、今後充実させる取組の内容について報告する。

2 これまでの主な取組

(1) 刑法犯対策（自転車盗・痴漢防止）

- ・駐輪場への路面シート設置や自転車盗難合同キャンペーン（毎年実施）
- ・区内高校での自転車施錠率向上キャンペーンや出前講座（7年度実施）
- ・駅のエスカレーター横に「のぞき見防止ミラー」の設置（7年度実施）

(2) 特殊詐欺対策

- ・電話自動通話録音機の無償貸与（毎年実施）
- ・警察署との連携による各種イベント開催（毎年実施）
- ・青色防犯パトロールカー等による機動的な広報啓発活動（毎年実施）

(3) 良好な地域環境の確保に向けた取組

- ・公共の場所において誰もが快適に利用できる地域環境を確保するため、荒川区生活安全条例の一部改正（7年度実施）

内 容



【駐輪場への路面シート設置】



【自転車施錠率向上の出前講座】



【盗撮防止ミラーの設置】



【改正生活安全条例の注意喚起】

内 容
(続き)

3 主な課題

(1) 自転車盗難対策の拡充

- ・令和7年の刑法犯認知件数は1,451件、うち自転車盗が約3割(431件)を占め、その約5割が無施錠。特に10代から20代の若年層で被害が多く、施錠や駐輪習慣の定着など継続的な啓発活動が必要である。

(2) 特殊詐欺等対策の拡充

- ・令和7年の認知件数は66件、被害額は約3億円、オレオレ詐欺が増加傾向、国際電話からの「アポ電」や警察官騙りなど手口が巧妙化。特に被害が若年層にまで拡大し、全世代への当事者意識の醸成が必要である。
- ・首都圏では「闇バイト」への中高生の加担が社会問題化、犯罪の危険性を見抜く能力を養う情報リテラシー教育を推進する必要がある。

(3) 住まいの防犯対策補助事業の利便性向上

- ・現行では、対象事業者を区内販売店等に限定しているが、利用者から区外事業者への対象拡大の要望を多く受けている。
- ・高齢層以外でも自宅の固定電話を通じた被害事例が確認されており、既存の支援内容の見直しが求められている。

(4) 改正した生活安全条例の周知・指導

- ・施行後、駅前での客引き行為等は半減したが、依然として違反行為者が存在するため、店舗等への継続的かつ粘り強い周知活動等が必要である。

4 今後充実する取組

これまでの幅広い対策に加え、以下の取組を重点的に強化していく。

(1) 自転車盗難対策の継続展開(充実)

- ・これまでの区内高校に加え、新たに東京都立大学とも連携し、施錠率向上キャンペーンの実施などによる若年層を中心とした啓発活動の強化
- ・区内自転車店舗と協力し、盗難対策の強化に向けた方策の検討

(2) 区立中学3年生を対象とした情報リテラシー教育の実施(新規)

- ・全区立中学校でタブレット端末を活用した「闇バイト」の追体験学習と振り返り講義による参加体験型学習会の開催
- ・実際のSNSを再現した体験型教材により、当事者意識を持たせ、情報を正しく選び取る力を育成し、特殊詐欺被害及び加担の未然防止

(3) 住まいの防犯対策補助事業の充実(新規)

- ・都要綱改正に合わせ、区要綱を独自に改正し補助事業の周知強化
- ・多様な区民ニーズへ柔軟に対応するため、補助対象を区外店舗やインターネット販売にまで拡大し、利用者の利便性を向上
- ・特殊詐欺被害が全世代に及んでいる実態を踏まえ、「自動通話録音機」の購入補助における年齢制限を撤廃し、補助対象を全世代へ拡充

(4) 客引き行為等対策の強化(新規)

- ・本年7月1日からの指導・罰則規定の適用に向けた執行体制の強化、違反者への徹底した注意喚起と直接指導の実施
- ・毎月実施中の夜間取締りに加え、違反行為を繰り返す店舗には現場調査や過料を科すなど毅然とした姿勢での対応
- ・条例遵守の機運を高めるため、罰則適用に合わせたイベントの開催

【客引き行為等啓発チラシ】

今 後 の 予 定	6月 5日 福祉・区民生活委員会報告 30日 定例記者会見			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
6月5日 福祉・区民生活委員会	委員会報告後	—	—	6月30日

庁議説明資料	
8.5.15	総務部総務課

令和8年度荒川区議会定例会・6月会議提出予定案件について

内 容	令和8年度荒川区議会定例会・6月会議に次の議案を提出する。			
	1 条例 (1) <u>荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例</u>【別紙1】 ・基準省令の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業に関する規定等を整備するもの (2) <u>荒川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例</u>【別紙2】 ・基準府令の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業に関する規定等を整備するもの (3) <u>荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例</u>【別紙3】 ・基準省令の改正に伴い、職員の配置の基準として主務養護教諭に関する規定を整備するもの (4) <u>荒川区特別区税条例の一部を改正する条例</u>【別紙4】 ・地方税法の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等を行うもの 2 条例以外の議案 (1) <u>荒川遊園D地区公園整備工事請負契約</u>【別紙5】 (2) <u>措置費共同経理課を共同設置する特別区の数の増加及び児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について</u>【別紙6】 ・措置費共同経理課を共同設置する特別区に杉並区を加えるもの (3) <u>包括外部監査契約の締結について</u>【別紙7】 ・地方自治法の規定に基づき、包括外部監査契約を締結するため議会に議決を求めるもの (4) <u>人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 1件</u> ・人権擁護委員法の規定に基づき、人権擁護委員候補者（再任1人）の推薦につき意見を求めるもの			
今 後 の 予 定	令和8年6月 3日 幹事長会報告 5日、8日 各内示委員会報告 15日 議案発送			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
6月5日、8日 各内示委員会	議決後	—	—	—

庁議説明資料	
8.5.15	子ども家庭部保育課

荒川区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について

1 改正・提案理由				
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）等の改正に伴い、小規模保育事業所A型等に置かなければならない職員の基準等を改めるほか、規定を整備するため				
2 内容				
1 満3歳以上限定小規模保育事業の開始に伴う規定の整備 0～2歳児までを対象としていた小規模保育事業について、3～5歳児を対象とした小規模保育事業に関する規定を整備する。 2 理学療法士その他の専門職を保育士としてみなす規定の整備 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職を、1人に限り保育士とみなすことを可能とする規定を整備する。 3 職員の配置基準に係る経過措置の期限設定 令和6年に改正された職員の配置基準において、3歳児の配置基準は20人に1人から15人に1人に改正されているが当分の間は改正前の基準によることができるとされていたところ、当該経過措置は令和9年度末までとする改正を行う。				
3 施行期日				
公布の日				
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
6月8日 文教・子育て支援委員会 (内示)	議決後	—	—	—

庁議説明資料	
8.5.15	子ども家庭部子育て支援課

荒川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正・提案理由				
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業に関する基準を定めるほか、規定を整備するため				
2 内容				
1 満3歳以上限定小規模保育事業の開始に伴う規定の整備 0～2歳児までを対象としていた小規模保育事業について、3～5歳児を対象とした小規模保育事業に関する規定を整備する。 2 その他の規定の整備				
3 施行期日				
公布の日				
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
6月8日 文教・子育て支援委員会 (内示)	議決後	—	—	—

庁議説明資料	
8.5.15	子ども家庭部保育課

荒川区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正・提案理由				
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の改正に伴い、幼保連携型認定こども園に置くように努めなければならない職員に、主務養護教諭を追加するため				
2 内容				
職員の配置の基準として、主務養護教諭に関する規定を追加する。				
3 施行期日				
公布の日				
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
6月8日 文教・子育て支援委員会 （内示）	議決後	—	—	—

庁議説明資料

8.5.15

区民生活部税務課

荒川区特別区税条例の一部を改正する条例について

1 改正・提案理由

地方税法の改正等に伴い、軽自動車税の税率の特例に関する適用期間を改めること等のほか、規定を整備するため

2 主な改正内容

(1) 特定配当等に係る所得割の課税標準の明確化

特定配当等を所得割の課税標準である総所得金額から除外する旨の規定について、「特定配当等」から「同族会社大口株主等が支払を受ける上場株式等の配当等」を除く。

(2) 住宅借入金等特別税額控除の見直し

住宅借入金等特別税額控除の適用期限（令和7年12月31日まで）を、令和12年12月31日まで5年延長する。

なお、本見直しによる減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填される。

(3) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の見直し

軽課対象車のうち概ね75%の車は現行制度を2年間延長し、概ね50%の車は令和8年度分の軽自動車税までとし、概ね25%の車に関する規定を削除する。

区分				適用年度（課税は翌年度）				
				R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
天然ガス 電気	▲ 75	乗用	自家用	3 年延長			2 年延長	
			営業用					
		貨物用	自家用					
			営業用					
ガソリン	▲ 50	乗用	自家用	3 年延長				
			営業用					
		貨物用	自家用					
			営業用					
	▲ 25	乗用	自家用	2 年延長				
			営業用					
		貨物用	自家用					
			営業用					

(4) その他

地方税法の改正等に合わせて、規定を改正・整備する。

3 施行期日

(2)の改正 令和9年1月1日

(1)、(3)の改正 公布の日

議会等報告

開示予定日

区報

HP

記者会見

6月5日
福祉・区民生活
委員会（内示）

議決後

7月11日

7月11日

—

庁議説明資料	
8.5.15	総務部経理課

荒川遊園D地区公園整備工事請負契約について

1	提案理由
	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年荒川区条例第17号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの
2	内容
1	概要 荒川遊園D地区における広場等を整備するため、当該地区の整備工事に係る請負契約を締結する。
2	工事場所 東京都荒川区西尾久六丁目9番の一部
3	工事概要
(1)	造園工事 植栽工、園路広場整備工、遊戯施設整備工、修景施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工等
(2)	建築工事 構造・規模 木造 一部鉄骨造 地上2階建て 敷地面積 3,103.64平方メートル 建築面積 163.31平方メートル 延床面積 211.55平方メートル
(3)	電気設備工事 幹線設備、動力設備、電灯設備、構内交換設備、構内情報通信網設備、監視カメラ設備、誘導支援設備、構内配電線路及び構内通信線路の設置に係る工事
(4)	機械設備工事 空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備の設置に係る工事
4	工期 契約締結の日の翌日から令和10年2月29日まで
5	契約金額 974,160,000円(税込)
6	契約方法 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4から第167条の10の2までの規定に基づく制限付き一般競争入札における最低価格提示者との契約

7 契約の相手方

東京都荒川区西尾久六丁目6番12号

上園・総合・六創建設共同企業体

代表者 上園緑地建設株式会社 東京支店

東京支店長 古主 進一郎

(参考) (入札の経過等)

ア 開札日時 令和8年5月12日 午前9時00分

イ 開札場所 電子入札サービス

ウ 開札経過

入 札 者 名	第1回入札金額(税抜き)	
上園・総合・六創建設共同企業体	885,600,000円	落札
北部・岩田・後藤建設共同企業体	辞退	

予定価格(税抜き) 885,640,000円

エ 契約金額(税込) 974,160,000円

3 今後の予定

令和8年6月 5日 総務企画委員会報告(内示)

23日 6月会議に議案を提出

25日 総務企画委員会(議案審査)

7月 上旬 契約締結

議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
6月5日 総務企画委員会 (内示)	議決後	—	—	—

庁議説明資料	
8.5.15	子ども家庭部子ども家庭総合センター

措置費共同経理課を共同設置する特別区の数増加及び児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について

1 改正・提案理由				
措置費共同経理課を共同設置する特別区に杉並区を加えるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき、議会の議決を求めるもの				
2 内容				
杉並区の児童相談所開設に伴い、措置費共同経理課を共同設置する特別区に杉並区を加え、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約第1条に杉並区を追加する。 （1）改正前 港区、文京区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区 計10区 （2）改正後 港区、文京区、品川区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区 計11区				
3 施行期日				
令和8年11月1日				
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
6月8日 文教・子育て 支援委員会 (内示)	議決後	—	—	—

庁議説明資料	
8.5.15	総務部総務課

包括外部監査契約の締結について

1 改正・提案理由				
包括外部監査契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの				
2 内容				
（1）包括外部監査の実施目的 財務管理、事業の経営管理等に関して、専門的な知識を有する第三者による専門的見地からの監査を実施することにより、監査機能の充実を図り、より一層の区政運営の効率化及び合理化に資するため （2）契約の内容 監査及び監査の結果に関する報告 （3）契約期間 令和8年度荒川区議会6月会議議決日～令和9年3月31日 （4）契約金額 8,418,300円（税込）を上限とする額 （5）費用の支払方法 原則として、監査の結果に関する報告の提出後に一括払いとする。 （6）契約の相手方 松石 滋樹（公認会計士）※日本公認会計士協会東京会からの推薦 （7）過去の包括外部監査の概要 別紙のとおり				
3 今後の予定				
令和 8年 6月 5日 総務企画委員会（内示） 23日 6月会議に議案を提出				
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
6月5日 総務企画委員会 （内示）	議決後	—	—	—

別紙 過去の包括外部監査の概要

13 年度	財政援助団体の財務事務及び経営管理について
14 年度	区立特別養護老人ホームの管理運営委託について
15 年度	道路等の建設・維持管理について
16 年度	校外施設及び社会教育施設の管理運営について
17 年度	学校給食事業及びその管理業務について
18 年度	荒川区社会福祉協議会への補助金並びに委託事業について
19 年度	債権管理事務について
20 年度	荒川区立図書館の運営について
21 年度	あらかわ遊園の管理運営について
22 年度	ふれあい館の管理運営について
23 年度	清掃事業等の執行状況について
24 年度	区民住宅及び建物耐震化推進事業の執行状況について
25 年度	荒川区民会館の事務の執行及び管理運営について
26 年度	放置自転車対策事業及び自転車駐車場の管理運営について
27 年度	荒川総合スポーツセンターの管理運営について
28 年度	日暮里サニーホール及び荒川区ムーブ町屋の管理運営について
29 年度	区立公園・児童遊園の維持管理等の執行状況について
30 年度	本庁舎等に関わる委託契約の執行及び維持管理の状況について
元年度	現金の管理、資産等の管理及び債権管理について
2 年度	申請手続の簡素化・合理化と区民サービスの向上
3 年度	情報システムの調達及び運用・保守に関する事務の執行について
4 年度	産業振興施策に関する事務の執行について（中小企業支援を中心に）
5 年度	ゆいの森あらかわの管理運営について
6 年度	公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（ACC）を中心とした芸術文化振興施策の実施状況について
7 年度	リニューアルオープン後のあらかわ遊園の管理運営について

庁議説明資料	
8.5.15	子ども家庭部子ども・若者課

令和8年度の若者支援の取組について

内 容	1 概要 令和8年度の若者支援の取組について、報告する。 2 若者支援の経緯 ・コロナ禍を契機として、孤立や将来不安など、若者を取り巻く課題が一層顕在化している状況を踏まえ、区では令和4年12月より若者相談「わっか」を開始した。 ・区議会においても、若者支援・健全育成調査特別委員会が令和5年度から設置され、若者を取り巻く様々な課題について、多角的な議論が重ねられてきた。 ・また、令和7年3月に策定した「荒川区子ども・若者総合計画」では、妊娠期から若者期までの切れ目のない支援をさらに強化することとし、基本目標の1つに若者支援を掲げた。 ・こうした経緯を踏まえ、令和8年度から子ども家庭部に子ども・若者課を設置し、より一層若者支援を推進する体制を整備した。 3 子ども・若者課を中心とした令和8年度の若者支援の主な取組 (1) 子どもや若者の健全育成 子ども・若者の健やかな成長には区のみならず地域とのつながりが重要であることから、引き続き、「あらかわの心推進運動」などの青少年健全育成を担う地域団体等の活動を支援し、連携を図ることにより地域ぐるみで育む環境を充実させていく。 (2) 若者相談わっかの充実 現在、主にふれあい館で実施している「出張わっか」について、他の公共施設等での実施の拡大を検討するなど、相談の場の充実とともに居場所としての機能を拡充していく。 (3) 子どもや若者に関する庁内連携会議による支援体制の強化 ① 妊産婦及び乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談等に対応するとともに、切れ目ない支援体制を構築することを目的とした「こども家庭センター連絡会」を開催し、育児不安の解消や虐待の未然予防、地域における子育て世代の安心感の醸成を図るための支援体制の強化を図る。 ② 若者相談「わっか」の開始に合わせて設置した庁内関係部署との「若者支援連携会議」において、情報共有やケース会議を実施し、支援の充実を図るほか、「重層事業関係者会」に若者支援の所管として参加し、分野横断的な連携を強化することで支援の充実を図る。 (4) 若者支援充実に向けた庁内検討会の開催 区では、中高生の居場所づくりの一環として、児童館事業を行うひろば館2館、ふれあい館15館において、児童館事業等の方針に係る検討や情報交換等を行う児童事業連絡会（児童事業部会）を開催し、中高生に対する支援を拡充するなど、所管を超えた連携強化に取り組んでいる。
-----	--

これまで積み重ねてきた経験を生かすとともに、組織改正を契機として、課題や困難を抱える若者への支援に加え、若者の社会参加・参画の機会の充実を図ることで、すべての若者が地域社会で活躍できる環境づくりを推進していく。

(5) その他、関係所管の主な取組

主な対象年齢	取組	所管課
・中学生～高校生	・中高生タイム等 ・一部の事業に係る運営等へのボランティア参加	子ども・若者課 (直営ひろば館) コミュニティ施設課 (各ふれあい館)
・高校生	・ウィーン市ドナウシュタット区 高校生相互派遣事業 ・高校生の海外交流支援事業	文化交流推進課
・中学生～19歳	ティーンズスタッフ	ゆいの森課 地域図書館課
・15歳～24歳の学生	・地域活動のきっかけづくり (ティーンズワークショップ)	生涯学習課
・概ね15歳～39歳	・ユース育成支援事業	

4 若者支援の今後の方向性

若者支援については、これまでも庁内連携しながら取組を進めてきたが、子ども・若者課の設置を契機として、これまでの取組をさらに推進し、実効性のある支援につなげていく。

(1) 若者のニーズの把握

若者の状況は一人ひとり異なることから、個々の状況に応じた支援を組み合わせることが必要であり、「わっか」で把握した相談実績のさらなる分析や若者の声の把握などを通じて、適宜、若者のニーズを的確に把握していく。

(2) 若者の居場所の確保・充実

これまでの取組や実績なども生かしながら、既存施設や既存事業の活用を含め、若者の視点に立った、安心して過ごせる居場所の確保・充実を進めていく。

(3) 切れ目のない支援体制の構築

出産・新生児期の支援(産後ケア事業等)に始まり、学童期や思春期など、子どもからの成長過程での支援の積み重ねが、行政への信頼や若者期の安定につながっていくことを踏まえ、子ども・若者施策に関係する庁内部署との連携を一層強化しながら、切れ目のない支援体制の構築を着実に進めていく。

今後の
予定

5月26日 若者支援・健全育成調査特別委員会

議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
5月26日	—	—	—	—